

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 長寿推進課
委託業務番号	令和4年度 長長第233号
委託業務名称	第9期ゴールドプランながはま21(長浜市高齢者保健福祉計画及び長浜市介護保険事業計画)策定業務
委託業務場所	長浜市八幡東町632番地 外
業務の概要	老人福祉法及び介護保険法等関係法令を十分把握のうえ、国及び県の基本指針に則りつつ、ゴールドプランながはま21の策定及び地域包括ケアシステムの推進、介護予防・日常生活支援総合事業の拡充検討に向け、高齢者の生活実態及び課題等を的確に把握するための実態調査を実施し、情報収集、統計分析、事業目標値算出等を行って基礎資料を作成し、具体的施策に関する提起を行い、また、当市の協議及び会議に対する支援・参画のうえ計画書の作成作業を進める。
履行期間	契約締結日の翌日 から 令和6年3月26日
契約年月日	令和4年10月7日
契約額(税込)	14,960,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 大阪市北区梅田2丁目5番25号 [商号又は名称] 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社大阪
契約相手方の選定理由	本委託業務については、計画を策定する上で、高い専門性と幅広い知識、情報収集能力等が必要となることから、公募型プロポーザルにより提案を募集し、企画提案の内容、委託業務実績、実施体制、事業費など総合的な審査の結果当該法人を委託事業者を選定するものである。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>